

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	茅野市後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

茅野市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

後期高齢者医療に関する事務では、電算処理の一部を外部委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、委託業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結している。

## 評価実施機関名

茅野市長

## 公表日

令和2年5月15日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律及び長野県後期高齢者医療広域連合規約等に基づく以下の事務を行う。 ①被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 ②被保険者証及び資格証明書の発行等 ③医療給付に関する申請及び届出の受付 ④保険料賦課・徴収に関すること
③システムの名称	①後期高齢者医療システム ②宛名管理システム ③口座システム ④収納システム ⑤口座振替システム ⑥会計受入システム ⑦後期高齢者医療広域連合電算処理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
①被保険者台帳ファイル ②賦課台帳ファイル ③収納情報ファイル ④後期高齢者医療関連情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一59の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 別表第二80、82の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 高齢者・保険課
②所属長の役職名	高齢者・保険課長
6. 他の評価実施機関	
長野県後期高齢者医療広域連合	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 〒391-8501茅野市塚原二丁目6番1号 0266-72-2101
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部 高齢者・保険課 〒391-8501茅野市塚原二丁目6番1号 0266-72-2101

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	評価書名	後期高齢者医療保険料徴収事務 評価書	茅野市後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書	事後	
平成29年4月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	茅野市は、後期高齢者医療保険料徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、	茅野市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 1. ①事務の名称	後期高齢者医療保険料徴収事務	後期高齢者医療に関する事務	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 1. ②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律、地方税法及び法令に基づく条例による保険料の徴収・滞	高齢者の医療の確保に関する法律及び長野県後期高齢者医療広域連合規約等に基づく以下	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 1. ③システムの名称	後期高齢者医療システム(Reams. NET)	①後期高齢者医療システム ②宛名管理システム	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	被保険者台帳ファイル 賦課台帳ファイル	①被保険者台帳ファイル ②賦課台帳ファイル	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法	番号法第9条第1項 別表第一の59の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワーク	番号法第19条第7項 別表第二の82の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号 別	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	健康福祉部 保健課	健康福祉部 高齢者・保険課	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	保健課長 両角 直樹	高齢者・保険課長 両角 勝元	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂	企画総務部 総務課 〒391-8501 茅野市塚原二丁目6番1号 0266-72-2101	総務部 総務課 〒391-8501 茅野市塚原二丁目6番1号 0266-72-2101	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの	健康福祉部 保健課 〒391-8501 茅野市塚原二丁目6番1号 0266-72-2101	健康福祉部 高齢者・保険課 〒391-8501 茅野市塚原二丁目6番1号 0266-72-2101	事後	
平成31年4月1日	II 1、2 いつ時点の計数か	平成29年3月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策等		様式改正による変更	事後	
令和2年4月1日	II 1、2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	